

# 戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区・保険年金課

**議題名：** 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けのマイナ保険証専用コールセンターについて

**【内容】**

本年12月2日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙(プラスチック)の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。  
横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けにマイナ保険証に関するご質問にお応えするための専用コールセンターを設置しています。

**【専用コールセンター】**

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで(土日祝日を除く) 9時から19時まで

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示した資料を単位会長宛にお送りします。

**【例年あげている議題か?】**

マイナ保険証専用コールセンターの設置については今回初めての議題です。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか?】**

**【各単会の会長に何を依頼したいのか?】(具体的に記入してください。)**

内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

各単会の会長におかれましては、専用コールセンターが開設されている旨、ご周知ください。

**【その他、注意することなど】**

問合せ先 866-8440

担当部署 戸塚区保険年金課

担当者名 川井秀和

TEL 866-8440 FAX 866-8419

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの  
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。  
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

|            | 令和 6 年 12 月 2 日～<br>保険証有効期限 | 保険証有効期限後                  |
|------------|-----------------------------|---------------------------|
| マイナ保険証がない方 | ・有効期限内の健康保険証                | ・資格確認書<br>※資格確認書は自動交付されます |
| マイナ保険証がある方 | ・マイナ保険証<br>・有効期限内の健康保険証     | ・マイナ保険証                   |

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。


【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

|                                                                                                                    |                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【専用コールセンター】<br/><a href="tel:045-620-8187">TEL: 045-620-8187</a><br/>令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで</p> |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|

(2) マイナ保険証の概要

- ア マイナ保険証とは
- イ マイナ保険証の利用登録方法
- ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）  
担当 二瓶、稲川、日景  
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403  
メール [kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp](mailto:kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp)  
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）  
担当 杉田、藤井、伊藤  
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403  
メール [kf-iryoenjo@city.yokohama.jp](mailto:kf-iryoenjo@city.yokohama.jp)

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する  
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

**TEL: 045-620-8187**

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。  
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

|            | 令和6年12月2日～<br>保険証有効期限   | 保険証有効期限後                  |
|------------|-------------------------|---------------------------|
| マイナ保険証がない方 | ・有効期限内の健康保険証            | ・資格確認書<br>※資格確認書は自動交付されます |
| マイナ保険証がある方 | ・マイナ保険証<br>・有効期限内の健康保険証 | ・マイナ保険証                   |

## マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



### Q1 12月2日から紙の保険証が使いなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

### Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は  
こちらで  
ご確認ください。  
(厚生労働省HP)



### Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。  
また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

### Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

# マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも  
いいのね♪



## 医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認(顔認証等)



利用  
同意取得(お薬情報など)

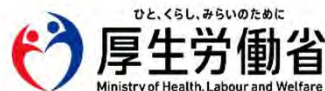
顔認証付き  
カードリーダーに  
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の  
場合  
次の画面へ

この画面から  
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。  
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。  
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の  
申込みのお問合せ先



マイナンバー  
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分



# マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

## 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

## 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

### 顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

### 暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

## 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

### ①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する  
情報提供の同意に  
ついて

同意する

同意しない

### ②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象  
特定健診情報の提供  
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

## 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を  
提供しますか

提供する

提供しない